



京都労働局
令和3年10月26日

経済・府政記者クラブ同時資料配付

| | |
|---|------------------|
| 担 | 京都労働局 |
| 当 | 雇用環境・均等室長補佐 田中千晴 |
| | 雇用環境・均等室主任 吉田公祐 |
| | 電話 075-241-0504 |

～育児・介護休業法が改正されました～ 育児休業制度等相談窓口を設置します

改正育児・介護休業法が本年6月9日に公布され、令和4年4月1日以降順次施行されます。

「産後パパ育休」制度の新設や育児休業の分割取得が可能となること等、労務管理に大きく影響する制度改正が含まれるため、京都労働局(局長 金刺 義行)では、相談窓口を設置して、就業規則の改定や男性の育児休業取得促進などの相談に対応します。

育児休業制度等相談窓口の開設

期 間 令和3年11月1日(月)～令和4年3月31日(木)
窓 口 京都労働局雇用環境・均等室 TEL075-241-0504
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局1階
受付時間 8:30～17:15(土日祝、年末年始除く)

※就業規則の規定例などの改正に関する資料は、厚生労働省ホームページの以下のページに掲載される予定です。
(「育児・介護休業法について」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>)

※育児・介護休業法の改正内容及び関連する制度等について説明会を開催します。
申込方法等の詳細は、追って京都労働局のホームページ上でお知らせします。

(参考)育児・介護休業法の改正概要

男女ともに仕事と育児を両立できるように以下の改正が行われました。令和4年4月1日から3段階で施行されます。(添付資料)

令和4年4月1日施行

○雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

- ①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
 - ②妊娠・出産の申し出をした労働者に対して、事業主から個別の制度周知、および休業の取得意向の確認のための措置
- を講ずることが事業主に義務付けられます。

○有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の休業取得要件のうち、「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」という要件が廃止されます。

令和4年10月1日施行

○産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

子の出生後8週間以内に4週間まで取得できる「産後パパ育休」制度が創設されます。労使協定を締結している場合に、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能となるなど、通常の育児休業よりも柔軟に休業を取得できる制度です。

○育児休業の分割取得等

1歳までの育児休業を分割して2回取得できるようになります。また、1歳以降に育児休業を延長する場合において、育児休業開始日が柔軟化されます。

令和5年4月1日施行

○育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられます。

<添付資料>

・育児・介護休業法 改正ポイントのご案内